## 松江市告示第76号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条 第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間 一般の縦覧に供する。

令和5年3月13日

## 松江市長 上 定 昭 仁

路線番号		路	線	名		供用開始の区間   起点   供用開始日終	図面 番号	備考
12219	北	原	小	原	線	松江市大庭町字小原1101番2地先 ""字砂口1105番6地先	1	